嘉麻市学童保育所運営業務委託プロポーザル実施要領

１．目的

この要領は、学童保育所の安定した運営の維持とサービス拡充を図るため、学童保育所運営業務を民間委託するにあたり、事業者の提案内容や運営能力、信頼性、見積額等を総合的に審査、評価し、本業務に最も適した事業者を選定するために実施するプロポーザルに関し必要な事項を定める。

２．業務概要

（１）委託業務名

嘉麻市学童保育所運営業務委託

（２）業務実施場所、名称及び施設概要

学童保育所名（支援単位）	所在地
上山田学童保育所	嘉麻市上山田 502 番地 36（上山田小学校舎）
下山田学童保育所	嘉麻市下山田 353 番地 1（下山田小学校敷地内）
稲築東学童保育所（Ａ・Ｂ・Ｃ）	嘉麻市平 1536 番地（稲築東義務教育学校校舎）
稲築西学童保育所（Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ）	嘉麻市岩崎 1073 番地（稲築西義務教育学校敷地内）
嘉穂学童保育所（Ａ・Ｂ・Ｃ）	嘉麻市大隈町 1233 番地 1（嘉穂小学校敷地内）
嘉穂第２学童保育所	嘉麻市牛隈 2534 番地 7（牛隈小学校敷地外）
碓井学童保育所（Ａ・Ｂ）	嘉麻市上臼井 868 番地（碓井義務教育学校校舎）

（３）業務内容

別添「嘉麻市学童保育所運営業務委託仕様書」のとおりとする。

３．選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

４．予定履行期間及び見積上限額等

（１）基本業務分

予定履行期間	見積上限額
令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日（3 年間）	481,209,000 円

（２）支援員等の加配に係る時間単価（特別な支援を要する児童の受け入れに応じて支援員等を１名加配する場合の時間単価）

予定履行期間	見積上限額（※）
令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	1,617 円
令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日	1,664 円
令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日	1,711 円

※上記の見積上限額は、支援員等１名を配置する場合の１時間あたりの委託料上限額

（３）その他

① 本業務は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する第二種社会福祉事業で、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項に規定する消費税非課税事業に該当する。

② 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までは、委託準備期間とする。

５．参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の（１）～（３）に掲げる要件を満たす者で、原則として嘉麻市物品等競争入札参加有資格者名簿に登載されている者（以下「有資格者名簿登載者」という。）とする。

ただし、契約の特殊性及び競争性確保の観点から、有資格者名簿登載者以外の者については、参加表明書提出時に（４）の書類をあわせて提出することで、有資格者名簿登載者とみなす。なお、②、④、⑥の書類については、嘉麻市物品等競争入札参加資格審査申請様式を使用すること。

（１）基本事項

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。

② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑤ 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

⑥ 嘉麻市建設工事等指名競争入札参加者指名停止規程（平成 18 年嘉麻市告示第 137 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

⑦ 嘉麻市政治倫理条例（平成 18 年嘉麻市条例第 237 号）第 6 条の規定に該当する者でないこと。

⑧ 嘉麻市暴力団等追放推進条例（平成 21 年条例第 24 号）に規定する暴力団、暴力関係団体等及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

⑨ 学童保育所運営業務について、他の地方公共団体から受託し、かつ、その受託業務を履行した実績を有すること。

（２）業務遂行能力

法令等を遵守し、学童保育所の安定した運営の維持とサービス拡充を図る能力を有すること。

（３）信用状況

① 放課後健全育成事業において、他の地方公共団体から業務停止及び取消処分を受けていないこと又はその処分を受けた日から 3 年以上経過していること。

② 万一の事故発生の際、損害賠償を確実に行えること。（損害賠償責任保険に加入していること。）

（４）提出書類

① 登記簿謄本又は代表者の身分証明書　※写し可

② 使用印鑑届（別紙 2）

③ 印鑑証明書　※写し可

④ 委任状（別紙 3）　※支店・営業所等への委任がある場合

⑤ 営業に関する許可（認可・登録）証の写し

⑥ 誓約書（別紙 4）

６．現地見学会

使用する施設及び設備等の確認を目的に、希望者を対象として現地見学会を実施する。なお、現地見学会当日の質問は、原則として受け付けない。

（１）実施日時：令和 6 年 6 月 5 日（水）、6 日（木）　9 時～12 時

（２）申込期限：令和 6 年 6 月 3 日（月）　16 時（必着）

（３）申込方法：現地見学会申込書（様式 9）により電子メールで事務局のメールアドレス宛てに送信し、その旨を電話にて連絡すること。

７．質問の受付及び回答

（１）質問の受付

① 提出方法：質問書（様式7）を電子メールで事務局のメールアドレス宛てに送信し、その旨を電話にて連絡すること。電話、ＦＡＸ及び来庁による口頭での質問は受け付けない。

② 受付期限：令和6年6月10日（月）　16時（必着）

（２）質問に対する回答

令和6年6月17日（月）までに電子メールで回答するとともに、市のホームページに掲載する。なお、質問者の事業所名等は公表しない。

８．参加表明書の提出

（１）提出書類

有資格者名簿登載者以外の者については、次の①～⑥に加え「５．参加資格要件」に定める書類を添付すること。

① プロポーザル参加表明書（様式1）

② 会社概要書（様式2）

③ 財務諸表（任意様式）　※直近の決算のもの

④ 業務実績調書（様式3）

※過去3年間の業務実績を全て記載すること。別に資料がある場合は、その添付で可

⑤ 国税・都道府県税・市町村税にかかる徴収金に、滞納がないことの証明書の写し

⑥ 役員等名簿及び照会承諾書（様式8）

（２）提出部数

各１部

（３）提出方法

事務局へ直接持参又は書留郵便により提出すること。

（４）提出期限

令和6年6月24日（月）　16時（必着）　※郵送による場合は、当日消印有効

（５）参加表明後の辞退

参加表明書等の提出後に辞退を申し出る場合は、辞退届（様式6）を提出すること。

９．提案書等の提出

（１）提出書類

① 見積書（様式4）

② 見積内訳書（様式5）　※年度毎に作成し、積算基礎が分かるよう詳細に記載すること。

③ 提案書（任意様式）

ア．Ａ４判で、下部中央にページ番号を入れること。

イ．総ページ数は、表紙と目次を除き25ページ以内とすること。

ウ．文字サイズは、10ポイント以上とすること。

④ 加入予定の傷害保険、賠償責任保険の補償内容（任意様式）

（２）提出部数

① 見積書：1部

② 見積内訳書：年度毎に1部

③ 提案書：11部（正本1部、副本10部）

④ 加入予定の傷害保険、賠償責任保険の補償内容：1部

（３）提出方法

事務局へ直接持参又は書留郵便により提出すること。

（４）提出期限

令和6年7月12日（金）　16時（必着）　※郵送による場合は、当日消印有効

10. 提案書の記載内容

別紙「提案書作成要領」に従い、作成すること。

11. 見積書の記載内容

見積書の作成にあたっては、次の点に注意すること。

（１）基本業務分

① 見積書には、全学童にかかる令和７・８・９年度の３年分を合算し記載すること。積算にあたっては、参考１「学童保育所入所児童数」、参考２「学童保育所入所児童数推移（令和５年度月別)」、参考３「学童保育所入所児童数推移（年度別)」を参考にすること。

② 見積内訳書は、年度ごとに作成すること。

③ 見積書には、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）に必要な経費を含めること。

④ 見積書は、見積上限額に留意し作成すること。

（２）支援員等の加配に係る時間単価（特別な支援を要する児童の受け入れに応じて支援員等を１名加配する場合の時間単価）

① 別紙「嘉麻市学童保育所運営業務委託仕様書」中、「11. 保育の体制（4)」の特別な支援を要する児童に対して、支援員等１名を配置するにあたっての１時間あたりの見積額を記載すること。

② 見積書は、年度ごとに作成すること。

③ 見積書は、見積上限額に留意し作成すること。

12. 審査方法

審査は、嘉麻市学童保育所運営業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類、プレゼンテーションについて採点基準に基づき実施する。

（１）開催日

令和６年８月５日（月）　※詳細については、参加者へ別途通知する。

（２）プレゼンテーション及び質疑応答

① 提案者によるプレゼンテーションの時間は、１者につき概ね 20 分間とし、20 分間の質疑応答時間を設ける。

② 参加人数は３名以内とし、パソコンは、提案者において準備すること。なお、会場で使用するスクリーンとＨＤＭＩケーブルは嘉麻市で準備する。

③ プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。

（３）受託候補者の選定

受託候補者の選定にあたっては、選定委員会委員のうち有識者３名の審査点数（満点 300 点)、専門職員（3 名）の審査点数の平均点（満点 100 点)、事務職員（2 名）の審査点数の平均点（満点 100 点）を合計したものを総合評点（満点 500 点）とし、総合評点により順位を決定する。なお、有識者に欠員が生じた場合は、有識者の審査点数の平均点に３を乗じたものを有識者（3 名）の審査点数（満点 300 点）とする。

総合評点が最も高い者を「受託候補者」とし、次点の者を「受託候補者（補)」として選定する。ただし、審査の結果、総合評点が満点の７割に満たない場合は、受託候補者としない。

なお、総合評点の最も高い者が２者以上あるときは、次の条件に従い順位を決定する。

① 見積額（基本業務分）が最も低い者を上位とする。

② ①が複数いる場合は、支援員等の加配に係る時間単価見積額の３ヶ年平均が最も低い者を上位とする。

③ ②が複数いる場合は、くじで決定する。

（４）その他

提案者が1者の場合であっても審査を行い、総合評点が満点の7割以上であれば、当該事業者を受託候補者として選定する。

13. 審査評価項目及び配点

審査	評価項目	配点
書　類	受託実績	5
	経営状況	5
	見積額	5
プレゼンテーション	事業者の運営方針	5
	受託体制	10
	安全管理体制	15
	支援員等の雇用	10
	支援員等の資質向上等	5
	保育内容	15
	保護者対応	5
	関係機関との連携	5
	特色のある取組	10
	経済効果	5
合　　計		100

14. 実施スケジュール（予定）

項　目	期　日
事業告示	令和６年５月 28 日（火）
現地見学会申込期限	令和６年６月 ３日（月）
現地見学会	令和６年６月 ５日（水） 令和６年６月 ６日（木）
質問受付期限	令和６年６月 10 日（月）
質問回答日	令和６年６月 17 日（月）
参加表明書の提出期限	令和６年６月 24 日（月）
提案書類提出期限	令和６年 ７月 12 日（金）
審査（プレゼンテーション等）	令和６年８月 ５日（月）
審査結果の通知	令和６年８月 16 日（金）

15. 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

（１）参加資格要件を満たさなくなった場合
（２）直接間接を問わず、選定委員会委員又は関係者に本業務に関して不正な接触又は要求をした場合
（３）審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
（４）提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合
（５）本実施要領４の「見積上限額」を超える見積額で提案された場合
（６）その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

16. 契約

（１）受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続を進めるものとする。なお、提案内容は、協議により必要に応じて修正することがある。

（２）受託候補者が契約を辞退した場合又は参加資格要件を満たさなくなった場合は、受託候補者(補)の者と契約の手続を進めるものとし、以後は、同手順により次順位の者と契約の手続を進める。

（３）契約内容についての協議は、受託候補者決定の通知をした後、すみやかに行うものとし、契約条件等で合意にいたり次第、契約を行うものとする。

（４）特別な支援を要する児童の受け入に応じて支援員等を加配するための委託料については、見積額で単価契約を行うものとする。

（５）質問書への回答及びプレゼンテーションにおいて口頭で提案したことは、契約内容に含むものとする。

（６）当初契約においては、3 年間は児童数に大幅な変動がないものとして契約を行うが、児童数に大幅な変動が生じた場合は、協議の上、変更契約ができるものとする。

（７）令和 7 年度当初以降において、運営すべき支援数が増減する場合及び提案の支援員数等を配置できない日が生じた場合は、協議の上、変更契約できるものとする。

17. その他留意事項

（１）提出された提案書等は、一切返却しない。

（２）提案書の提出期限以降における提案書の差替え、追加及び削除は認めない。

（３）提出された提案書等は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。なお、提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。

（４）提出された提案書等について、嘉麻市情報公開条例（平成 18 年嘉麻市条例第 14 号）の規定に基づき公表することがある。ただし、公開することにより提案者の競争上の地位、その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかなものについては、非公開とする。

（５）提案書の作成のために嘉麻市から受領した資料は、嘉麻市の了解なく公表し、又は使用してはならない。

（６）審査について電話等による問い合せには応じない。

（７）審査結果について一切の異議申立てはできないものとする。

（８）プロポーザルへの参加、資料の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

（９）業務上知り得た情報をほかに漏らしてはならない。

(10) プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開とする。

(11) 成果品の著作権は、嘉麻市に帰属する。

(12) 委託準備期間に要する経費は、本業務受託業者の負担とする。

(13) やむを得ない理由等により公募を実施することができないときは、公募の実施を中止又は取り消すことがある。その場合において参加者が損害を受けることがあっても、市はその責を負わない。

18. 事務局（問い合わせ先及び提出先）

嘉麻市　こども育成課　保育総務係（担当：洞ノ上）

住　所：〒820-0292　福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1

電　話：0948-42-7460（直通）

ＦＡＸ：0948-42-7091

メール：hoikusomu@city.kama.lg.jp

【参考１】学童保育所入所児童数

（令和６年４月１日時点）

学童保育所名（支援単位）	入所児童数
上山田学童保育所	53
下山田学童保育所	31
稲築東学童保育所（Ａ・Ｂ・Ｃ）	131
稲築西学童保育所（Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ）	175
嘉穂学童保育所（Ａ・Ｂ・Ｃ）	151
嘉穂第２学童保育所	28
碓井学童保育所（Ａ・Ｂ）	97
合　　計	666

【参考２】学童保育所入所児童数推移（令和５年度月別）

（各月１日時点）

月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
人数	632	629	626	620	615	606	600	598	590	580	573	572

【参考３】学童保育所入所児童数推移（年度別）

（各年度４月１日時点）

年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
人数	773	691	653	632	666